

2026年1月15日

各 位

| | |
|---------|---|
| 会 社 名 | 株 式 会 社 マ ン ダ ム |
| 代 表 者 名 | 代表取締役社長執行役員 西村 健 (コード：4917、東証プライム市場) |
| 問 合 せ 先 | CFO 澤田 正典 (TEL. 06-6767-5020) |
| 会 社 名 | カロンホールディングス株式会社 |
| 代 表 者 名 | 代表取締役 松山 幸功 |

(変更) カロンホールディングス株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「カロンホールディングス株式会社による株式会社マンダム (証券コード：4917) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

カロンホールディングス株式会社は、株式会社マンダムの株券等に対する公開買付けに関する2025年9月26日付公開買付届出書（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年12月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年12月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2026年1月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）について、金融商品取引法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2026年1月15日付で関東財務局長に提出する必要性が生じました。これに伴い、2025年9月25日付「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025年11月5日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、同年11月19日付で公表した「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、同年11月27日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、同年12月4日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、同年12月15日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」及び2026年1月5日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容が別添のとおり変更されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、カロンホールディングス株式会社（公開買付者）が、株式会社マンダム（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026年1月15日付「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンドム(証券コード: 4917) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

2026年1月15日

各位

会社名 カロンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 杵山 幸功

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム (証券コード: 4917) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

カロンホールディングス株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) は、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社マンダム (証券コード: 4917、以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) による公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を 2025 年 9 月 26 日より開始しております。

①(i) 公開買付者が、2026 年 1 月 9 日付で、Hibiki Path Advisors Pte. Ltd. 及び Hibiki Path Advisors SPC との間で、Hibiki Path Advisors Pte. Ltd. との間の 2025 年 11 月 27 日付応募契約の契約上の地位の移転及び当該移転に伴う応募契約の変更に関する合意書を締結したこと、及び(ii) 対象者が 2026 年 1 月 14 日付で公表した「(変更) 「MBO の実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、2026 年 1 月 13 日付で、KOHLEBERG KRAVIS ROBERTS & CO. L.P. から、対象者株式の非公開化に関する法的拘束力のある意向表明書を受領した旨を公表したこと並びに、② Hibiki Path Advisors Pte. Ltd. の所有株券等の数の記載方法に訂正すべき点が存在することに伴い、2025 年 9 月 26 日付で提出いたしました公開買付届出書 (2025 年 10 月 6 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年 10 月 10 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年 11 月 5 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年 11 月 19 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年 11 月 27 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年 12 月 4 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年 12 月 15 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び 2026 年 1 月 5 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) につきまして、訂正すべき事項 (公開買付期間を、2026 年 1 月 5 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書による延長後の公開買付期間の末日である 2026 年 1 月 20 日から、本日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2026 年 1 月 29 日まで延長する旨の訂正を含みます。) が生じました。

これに伴い、2025 年 9 月 25 日付「株式会社マンダム (証券コード: 4917) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」 (2025 年 11 月 5 日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム (証券コード: 4917) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、同年 11 月 19 日付で公表した「株式会社マンダム (証券コード: 4917) の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、同年 11 月 27 日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム (証券コード: 4917) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、同年 12 月 4 日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム (証券コード: 4917) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、同年 12 月 15 日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム (証券コード: 4917) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」及び 2026 年 1 月 5 日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム (証券コード: 4917) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。) の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

(訂正前)

2025年9月26日(金曜日)から2026年1月20日(火曜日)まで(74営業日)

(訂正後)

2025年9月26日(金曜日)から2026年1月29日(木曜日)まで(81営業日)

(6) 決済の開始日

(訂正前)

2026年1月27日(火曜日)

(訂正後)

2026年2月5日(木曜日)

2. 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

加えて、公開買付者は、対象者の株主である株式会社シティインデックスイレブンス(2025年11月27日現在における所有株式数:100株、所有割合:0.00%)、野村絢氏(同年11月27日現在における所有株式数:4,502,300株、所有割合:9.97%)、株式会社シティインデックスファースト(同年11月27日現在における所有株式数:4,495,600株、所有割合:9.96%)及び株式会社ATRA(同年11月27日現在における所有株式数:678,600株、所有割合:1.50%) (以下「応募合意株主(CI11ら)」と総称します。)との間で、2025年11月27日付で、公開買付者が本公開買付価格を2,520円以上に引き上げること及び公開買付期間を2025年12月18日まで延長することを条件として、応募合意株主(CI11ら)が同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計:9,676,600株、所有割合の合計:21.44%)を本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約(以下「本応募契約(CI11ら)」といいます。)を締結し、また、Hibiki Path Advisors Pte. Ltd. (以下「応募合意株主(ひびき)」といいます。)との間で、2025年11月27日付で、(i)応募合意株主(ひびき)が同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数:2,496,700株、所有割合:5.53%)を本公開買付けに応募すること及び(ii)本公開買付けが成立し、その決済が行われることを前提条件として、応募合意株主(ひびき)が、公開買付者との間で別途合意される時期に、CVCファンドにより新規に組成され、対象者株式を間接的に保有するリミテッド・パートナーシップに対し、又は公開買付者の間接的な親会社となる香港法準拠の新会社若しくはLumina Group Holdings Limitedに対し25億円の出資(以下「ひびき再出資」といいます。)(注18)を行うことができることを内容とする公開買付応募契約(以下「本応募契約(ひびき)」といいます。)を締結しました。

<中略>

その後、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年12月24日以降、対象者の株主である小川香料株式会社(以下「応募合意株主(小川香料)」といいます。)(所有株式数:339,200株、所有割合:0.75%)に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、2026年1月4日、応募合意株主(小川香料)との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を電子メールで合意(以下「本応募合意(小川香料)」といいます。))いたしました。なお、公開買付者は、2026年1月5日、対象者に対し、応募合意株主(小川香料)との間で本応募合意(小川香料)を行った旨を通知いたしました。公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年1月20日まで延長し、合計74営業日とすることといたしました。

(訂正後)

〈前略〉

加えて、公開買付者は、対象者の株主である株式会社シティインデックスイレブンス（2025年11月27日現在における所有株式数：100株、所有割合：0.00%）、野村絢氏（同年11月27日現在における所有株式数：4,502,300株、所有割合：9.97%）、株式会社シティインデックスファースト（同年11月27日現在における所有株式数：4,495,600株、所有割合：9.96%）及び株式会社ATRA（同年11月27日現在における所有株式数：678,600株、所有割合：1.50%）（以下「応募合意株主（CI11ら）」と総称します。）との間で、2025年11月27日付で、公開買付者が本公開買付価格を2,520円以上に引き上げること及び公開買付期間を2025年12月18日まで延長することを条件として、応募合意株主（CI11ら）が同日時点でその所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：9,676,600株、所有割合の合計：21.44%）を本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約（CI11ら）」といいます。）を締結し、また、Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.（以下「旧ひびき」又は「応募合意株主（ひびき）」といいます。また、本合意書（本応募契約（ひびき））（以下に定義します。以下同じです。）の締結後は、新ひびき（以下に定義します。）を「応募合意株主（ひびき）」といいます。）との間で、2025年11月27日付で、（i）応募合意株主（ひびき）が同日時点でその所有する対象者株式の全て（所有株式数：2,496,700株、所有割合：5.53%）を本公開買付けに応募すること及び（ii）本公開買付けが成立し、その決済が行われることを前提条件として、応募合意株主（ひびき）が、公開買付者との間で別途合意される時期に、CVCファンドにより新規に組成され、対象者株式を間接的に保有するリミテッド・パートナーシップに対し、又は公開買付者の間接的な親会社となる香港法準拠の新会社若しくはLumina Group Holdings Limitedに対し25億円の出資（以下「ひびき再出資」といいます。）（注18）を行うことができることを内容とする公開買付応募契約（本合意書（本応募契約（ひびき））による修正を含みます。以下「本応募契約（ひびき）」といいます。）を締結しました。

〈中略〉

その後、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年12月24日以降、対象者の株主である小川香料株式会社（以下「応募合意株主（小川香料）」といいます。）（所有株式数：339,200株、所有割合：0.75%）に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、2026年1月4日、応募合意株主（小川香料）との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を電子メールで合意（以下「本応募合意（小川香料）」といいます。）いたしました。なお、公開買付者は、2026年1月5日、対象者に対し、応募合意株主（小川香料）との間で本応募合意（小川香料）を行った旨を通知いたしました。公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年1月20日まで延長し、合計74営業日とすることいたしました。

その後、公開買付者は、旧ひびきより、2026年1月より旧ひびきが大手独立系運用機関である3D Investment Partners Pte. Ltd. (3DIP)（以下「3DIP」といいます。）に事業を統合したことに伴い、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てをHibiki Path Advisors SPC（以下「新ひびき」といいます。（注20））に譲渡（以下「ひびき間株式譲渡」といいます。）する必要性が生じた旨の連絡を2026年1月5日付で受領し、その後、旧ひびきより、2026年1月15日付でひびき間株式譲渡を実施する旨の連絡を受領しました。これを受けて、公開買付者は、2026年1月9日付で、旧ひびき及び新ひびきとの間で、本応募契約（ひびき）の契約上の地位の移転及び当該移転に伴う本応募契約（ひびき）の変更に関する合意書（以下「本合意書（本応募契約（ひびき）」））といたします。）を締結いたしました。なお、旧ひびき及び新ひびきによれば、旧ひびきは、新ひびきに対し、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てを無償で譲渡する予定であるため、新ひびきが法第27条の2第1項1号に規定される特別関係者に該当するか否かにかかわらず、当該譲渡は、法第27条の5第1項が禁止する公開買付けによらない買付け等に該当せず、同項に抵触するものではないと考えているとのことです。また、公開買付者は、対象者が2026年1月14日付で公表した「（変更）「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、2026年1月13日付で、KOHLEBERG KRAVIS ROBERTS & CO. L.P.（関係会社及び関連ファンドを含みます。）から対象者株式に対する公開買付け及びスクイズアウトを通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力のある意向表明書を受領した旨が公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月29日まで延長することいたしました。

（注20）なお、旧ひびき及び新ひびきによれば、新ひびきは3DIPの傘下の法人であり、旧ひびきと同一のグループに属する法人ではないとのことです。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）
（訂正前）

〈前略〉

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年3月中旬頃を予定しております。対象者が2025年9月10日付で公表した「MBOの実施予定に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2025年9月10日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

〈後略〉

（訂正後）

〈前略〉

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年3月下旬頃を予定しております。対象者が2025年9月10日付で公表した「MBOの実施予定に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2025年9月10日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

〈後略〉

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします

公開買付者及びその関連者 (対象者を含みます。) 並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。